

| 受理番号        | 受理年月日    | 件 名 及 び 要 旨   | 提 出 者  | 紹介議員氏名           | 付 託<br>委員会名 | 議決結果 |
|-------------|----------|---|--|------------------|-------------|------|
| 26年<br>第17号 | 26.10.31 | <p>教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成に関する請願</p> <p><b>【請願趣旨】</b></p> <p>就学支援金の制度が導入されて今年で5年目となる。「社会全体であなたの学びを支えます」というこの制度は、わが国の公教育の歴史においてまさに画期的なものであり、この流れをさらに推し進めることが大事だと私たちは考える。</p> <p>言うまでもなく、私学も公教育の場である。本県において今年度、幼稚園に関しては合計約37,400人のうち私立に約28,000人の園児（県全体の約75%）が、全日制高校に関しては合計約78,000人のうち私立に約20,300人の生徒（県全体の約26%）が在籍している。このように公教育の中で私学が果たしている役割を十分に考慮し、学費無償化に向けて計画的に私学助成を拡充することを要望する。</p> <p>2008年度までは毎年学費滞納者が増加していた。しかし、公立の無償化・私立への就学支援金制度導入後は、文部科学省調査によると国公私立高校あわせた全中途退学者に占める経済的理由による中途退学者の割合が、2009年度の2.9%から2012年度の1.6%にほぼ半減している。また、全国私立学校教職員組合連合の調査では、2013年度の経済的理由で私立高校を中途退学した生徒は1校あたり0.28人で、1998年の調査開始以来過去最低となった。</p> <p>憲法第26条には「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と記されている。就学支援金によって一定程度保護者の負担は軽減されたが、「公私間格差」は以前にも増して残ることになった。公立に比べて、私立高校では支援金を引いても初年度納付金で67万円、入学金を除いて48万4,000円多い学費負担となる。このことは公立高校との過度な生徒募</p> | 私学助成をすすめる茨城県連絡会議<br>世話人代表 佐藤 義和<br>外 34,060名 | 大 内 久美子<br>鈴 木 聡 | 総務企画        | 不採択  |

|  |   |  |  |  |  |
|--|---|--|--|--|--|
|  | <p>集競争を招き、私学教育の良さを損ないかねない。保護者負担を軽減して生徒の学習権を守るとともに、私学教育を守り、発展させるための施策をお願いします。</p> <p>2015年度の県の予算編成にあたり、茨城県の私学助成の拡充に向けて下記の各項目が実施されるよう、署名 34,060筆を添えて請願する。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 授業料軽減予算を拡充し、学校負担分をなくすこと。</li><li>2 高校までの私立学校への経常費助成を増額すること。</li><li>3 教育予算を増額すること。</li></ol> |  |  |  |  |
|--|---|--|--|--|--|